

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する重点要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 第二期地方分権改革について

(1) 都市自治体が地域における包括的な行政主体として、自立性の高い行財政運営を行うことができるよう、補完性・近接性の原理に基づいて、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、一定の分野ごとにまとまった事務・権限を移譲するとともに、これに伴う税財源を移譲すること。

また、国による関与、義務付け・枠付けを廃止・縮小するとともに、国の地方支分部局を整理し、国と地方の二重行政を解消すること。

(2) 地方分権改革推進委員会は、地方と十分意見交換を行い、調査審議を進めること。

(3) 地方分権改革推進計画の作成にあたっては、地方の代表者と十分協議すること。また、計画作成後、速やかに「地方分権改革一括法（仮称）」を制定すること。

(4) 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、地方支分部局の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

(5) 地方に関わる事項について、政府と地方の代表者等が協議することにより、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映するため、「（仮）地方行財政会議」を法律により設置すること。

なお、「国・地方の定期意見交換会」は継続して開催し、地方の意見を改革に反映すること。

(6) 現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務はできる限り新設しないこと。さらに、法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。

2. 道州制のあり方に関する検討にあたっては、第二期地方分権改革の着実な推進を前提とすること。

防災・災害対策の充実強化等に関する重点要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地震等の災害復興支援について

- (1) 震災等の復興において、税制上の優遇措置を拡充すること。
- (2) 被災自治体から被災者を受け入れた自治体に対し、所要の財政措置を講じるなど、被災者の円滑な受入れのための方策を講じること。
- (3) 被災住宅の再建支援制度の充実を図るため、国による災害共済制度について検討すること。
- (4) 災害に係る復旧・復興及び援助活動などの災害対応のための財政需要の増加、及び被災者に対する減免措置等による減収などを考慮し、特別交付税措置をはじめ万全な財政措置を講じること。
- (5) 単独災害復旧事業の起債に係る交付税算入率を、補助災害復旧事業と同様の算入率とすること。
- (6) 局地激甚災害の指定区域での公立社会教育施設災害復旧事業に対して、激甚災害の場合と同様の助成措置を講じること。
- (7) 迅速な災害復旧工事施工のため、早期の災害査定ができるよう、査定設計書の簡素化等、制度の改正を図ること。
- (8) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律による一箇所の工事費限度額（下限）を廃止すること。
- (9) 震災時に介護保険施設等へ避難した要介護高齢者等に対し、避難所の避難者と同様に個人負担が生じないようにすること。
- (10) 大規模地震により大きな影響を受けた農林漁業、観光産業、商工業等の早期復興を図るため、風評被害の防止に努めるとともに、特段の支援措置を講じること。

また、被災した中小企業や自営業者の早期の企業活動の回復を促すための特別な支援措置を講じるとともに、事業活動の縮小や休業を余儀なくされた事業所の雇用維持を図るため、雇用調整助成金の特別措置の適用を行

うこと。

2. 防災・災害対策等の充実強化について

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策について

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、具体的かつ充実した対策を早期に講じること。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された各自治体が策定した、津波・防災対策の計画に基づく事業を積極的に支援すること。

津波観測システムの拡充・強化を図るとともに、各種災害情報を共有するためのネットワークを構築すること。

(2) 避難体制と防災情報伝達について

防災行政無線の再構築及びデジタル化のための財政措置を拡充すること。全国瞬時警報システム（J-ALERT）について、住民に十分な理解が得られるよう、一層の広報活動を実施すること。

気象庁による地方公共団体への緊急地震速報については、無料とすること。

大規模地震発生後の救援活動の適切な実施のため、防災船着場の整備を促進すること。

(3) 耐震化の推進について

公共施設（社会教育施設、公立学校施設、避難施設・防災拠点施設等）避難路の耐震化に対し、財政措置を拡充すること。

なお、私立保育所の耐震化についても、所要の財政措置を講じること。住宅家屋の耐震診断や耐震改修を推進するため、地域住宅交付金制度の交付金算定率を引き上げること。

3. 消防・救急業務体制の充実強化について

(1) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。

(2) 消防団員の確保を図るため、消防団協力事業所への税制上の優遇措置を講じること。

(3) 消防団の再編・統合に伴い、退団した多くの幹部団員が早期に叙勲できるよう、適切な措置を講じること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援に関する重点要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

2．高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進し、情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、公共ネットワークや放送・通信事業者等の光ファイバー網など既存施設の有効活用、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。

特に、中山間地域等の条件不利地域における携帯電話の不感の解消や、CATV、高速ブロードバンド環境などの情報通信基盤の整備等に対する財政措置等を充実すること。

なお、携帯電話の中継基地局の整備に際しては、電磁波が人体に与える影響に関する情報不足や誤解を解消するため、十分な安全率を考慮した人体防護を前提とする電波防護指針に定める数値等に基づき、その安全性について広く周知を図ること。

3．地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、難視聴地域や圏外となる地域に対する十分な情報提供及び整備・対応を図ること。

また、難視聴地域等の解消のため、中継局の整備及び共聴施設の整備・改修、さらに維持管理等について、市民や都市自治体に過剰な負担を強いることがないよう支援措置等を講じること。共聴組合を市町村と同様の事業主体として支援措置の対象とすること。

さらに、低所得の高齢者世帯等に対する専用チューナー設置等の措置については、都市自治体と十分な協議を行ったうえで方針を決定すること。

4．市町村合併等によるNTT単位料金区域と市町村区域との不一致を解消するよう見直すこと。その際、料金体系等について住民にデメリットが生じないよう配慮すること。

都市税財政の充実確保に関する重点要望

真の地方分権のための都市税財政改革を実現するため、国は、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方交付税総額の増額

(1) 平成 20 年度の地方交付税については、都市自治体の財政需要を的確に反映し地方財政計画の歳出規模を拡大したうえで、地方交付税総額を増額するとともに、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

(2) 地方交付税の算定にあたっては、都市自治体の財政需要の実態に即した算定方法の見直しを行うこと。

また、いわゆる新型交付税の算定方法を見直す場合には、都市自治体の多様な行政需要を的確に反映するとともに、財政運営に支障が生じないように、慎重に対応すること。

2. 税源移譲による地方税源の充実

(1) 国税と地方税の税源配分が当面 5 対 5 となるよう国税からの税源移譲により地方税の充実を図ること。

(2) 消費税等の地域偏在性の少ない基幹税を中心とする地方税体系を構築するとともに、地域間の税収偏在の是正を目指すこと。

3. 制度変更等に伴う財政措置

(1) 平成 19 年度に実施された税源移譲に伴い設けられた個人住民税における住宅借入金等特別控除や年度間の所得変動に係る経過措置については、国・都道府県・市町村の協力体制を強化し、周知徹底を図ること。

また、年度間の所得変動に係る経過措置により生じる平成 19 年度の個人住民税に係る歳出還付額については全額国費で補てんすること。

- (2) 基準財政収入額の算定における市町村民税の所得割については、算定額と実際の税収に乖離が生じていることから、過大算定となった場合には、安定的な地方財政運営に支障をきたさないよう、適切な財政措置を行うこと。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 2．低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 3．介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換を図るにあたっては、都市自治体の実態を考慮し、国の施策として、住民が転換後も引き続き適切なサービスが受けられるよう、必要な支援措置を講じること。
- 4．地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、介護報酬等も含め、実態に即した見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

国民健康保険制度等に関する重点要望

国民健康保険制度等の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を図ること。
- 2．市町村国保及び後期高齢者医療広域連合が実施する健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態を踏まえ十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。
- 3．後期高齢者医療制度が円滑に施行されるよう、必要な情報を早急に提供するとともに、十分な財政措置等を講じること。
特に、市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、市町村の電算システムの改修等、電算システム経費に対する十分な財政措置を講じること。

福祉施策に関する重点要望

福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保対策について

- (1) 医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、地域における充足状況を早急に調査した上で、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制を構築するとともに、医学部の定員を更に増やす等、医師の絶対数を確保するための特段の措置を講じること。
- (2) 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び財政措置の充実を図ること。
- (3) 看護師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や勤務条件の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や医学部に「専門講座」等を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。

2. 少子化対策について

- (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金について、都市自治体や実施団体の意見及び利用者のニーズを踏まえ、地域の実態に即した水準に改善し、その総額を確実に確保すること。
- (2) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

3. 障害者施策について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性を確保するため、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

(2) 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備について、更なる財政措置の充実を図るとともに、各事業所の安定的な運営が可能となるよう、重度重複障害者の居住が確保できるケアホームの報酬額や、児童デイサービス事業における報酬単価基準等に配慮すること。

4. 生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

5. 国民年金について

国民に負担を与えている年金記録漏れ問題について、不安の解消を図り、信頼を取り戻すため、国民や都市自治体に対し、十分な説明と情報提供等を行うとともに、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」により示された対応策を着実に実行するなど、早急に適切な対応を行うこと。

家電リサイクル制度に関する重点要望

家電リサイクル制度の見直しにあたり、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」に仕組みを改めること。
- 2．液晶テレビ、プラズマテレビ等、普及が著しい家電製品を対象品目に加えること。
- 3．不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任に基づき、事業者に撤去、運搬、処理等を義務付けること。

義務教育施策等に関する重点要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

特に、耐震補強事業に係る補助単価については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2．分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権については、広域単位で人事配置を行える仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。

(2) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

3．地域に応じた少人数学級の推進を図るため、教職員配置の充実を図るなど、都市自治体が独自の取組に対応できるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すこと。

4．普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する教職員等を適正に配置できるよう、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

道路の整備促進に関する重点要望

国民の生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．立ち遅れている地方の道路整備を促進するため、暫定税率を含めた現行制度を維持し、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に鑑み一般財源化することなく、必要な道路整備財源を十分に確保するとともに、地方への配分割合を引き上げること。
- 2．中期的な道路整備計画の策定にあたっては、地方のニーズを踏まえ、地方が真に必要とする道路が計画的かつ確実に整備できるよう適切に策定すること。
- 3．円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の道路網の整備にあたっては、地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。

運輸・交通施策に関する重点要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．整備新幹線の建設を促進するため、建設財源を安定的に確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の進捗を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。また、建設に伴う地域負担に対する財源措置の充実強化を図ること。
- 2．主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設、新駅設置、抜本的改良等の整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- 3．地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、地域の関係者が一体となって、真に地域が必要とする地域公共交通を充実するために必要な財政支援措置を講じること。
特に、生活バス路線維持に関する補助制度を充実し、必要な予算額を確保すること。
- 4．港湾の整備促進等について
 - (1) 国際競争力の強化や物流の高度化、地域経済の再生を支援するため、国際港湾の機能強化、多目的国際ターミナル、大深度岸壁、航路の整備等の総合的な物流基盤施設整備及び国際物流をシームレスにしていくための支援策の推進を図ること。
 - (2) 津波、台風、高潮及び大規模地震等からの被害を軽減するために、港湾・海岸におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

5. 海岸等に漂着する廃棄物の対策について

- (1) 海岸に漂着する廃棄物の処理は市町村が行っていることから、市町村が負担する処理経費に対する財政支援制度を実態に即したものとし、十分な財政措置を講じること。
- (2) 日本の海岸に漂着する廃棄物の多くは、日本周辺の沿岸諸国及び海上船舶からの不法投棄が原因と考えられることから、国が責任を持って不法投棄防止対策や処理費用の応分負担について周辺諸国と協議及び適正処理について協力要請を行うこと。
- (3) 漂流・漂着ごみは国外からのみならず国内からも発生していることから、発生源の調査を行い、責任の所在を明確にする等、県域を超えた対策を講じること。
- (4) 河川のごみ等が増水により下流域や海へ流出しないよう対策を講じるとともに、ごみ処理が地元自治体の負担とならないよう適切に対応すること。

下水道の整備促進に関する重点要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．下水道事業の計画的な整備を促進し、浸水対策、地震対策、合流式下水道の改善等を図るために必要な財政措置を充実し、所要の予算額を確保すること。
- 2．下水道事業における市町村合併支援措置について、その期限を延長すること。

農林水産業の振興に関する重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 米価の下落により厳しい影響を受けている集落営農組織、認定農業者、担い手農家等の経営安定を図るため、無利子の緊急資金貸付制度等の支援を講じるなど米政策を強力に推進すること。

- 2 . 飼料価格高騰対策について
 - (1) 配合飼料価格安定対策事業において交付する補填金は、実態にあった算出の仕組みとするよう制度の見直しを行うこと。
また、飼料用稲の需給を高めるための対策を講じること。
 - (2) 粕類等を原料とした低価格飼料の開発を推進すること。

- 3 . 品目横断的経営安定対策の推進にあたっては、多様な形態の農家が取り組むことができるよう、面積要件の緩和を図ること。
また、対象品目については、地域の実情に応じた農作物を加えることができるよう要件の緩和を図ること。

- 4 . 中山間地域及び山村・過疎地域、限界集落における農業、林業、畜産業の振興に対して積極的な支援を講じるとともに、農地保全や後継者対策などに対して財政的な支援を講じること。
また、中山間地域等直接支払制度については平成 22 年度以降も継続して実施すること。

- 5 . 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、防除対策の調査研究、防除、駆除、処理及び狩猟者の育成・確保対策の早急な実施に向けて必要な法整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

6 . 森林整備等の推進について

- (1) 森林整備保全事業計画を着実に推進すること。
- (2) 私有林の整備について、森林所有者が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、林業就業者に対する適切な支援を図ること。
- (4) 山村地域の振興のため、平成 20 年度以降もふるさと農道緊急整備事業及びふるさと林道緊急整備事業を継続するとともに、農道・林道整備事業に必要な財政措置を講じること。

7 . 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進を図ること。

また、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。

地域経済の活性化に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地域経済の回復を確実なものとするため、税制の在り方を含めた総合的な経済対策を実施すること。

また、中小企業の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。

2．観光立国に向けた振興施策の強化を図るとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。

3．農村地域工業等導入促進法に基づく課税免除等に伴う減収補填制度の期限延長を図ること。